

1か月あたりの自己負担限度額(令和8年7月診療分まで)

70歳未満

区分		自己負担限度額(3回目まで)	4回目以降
ア	加入者全員の所得の合計額が901万円超の世帯(未申告の世帯も同様)	252,600円+(医療費の総額-842,000円)×1%	140,100円
イ	加入者全員の所得の合計額が600万円超901万円以下の世帯	167,400円+(医療費の総額-558,000円)×1%	93,000円
ウ	加入者全員の所得の合計額が210万円超600万円以下の世帯	80,100円+(医療費の総額-267,000円)×1%	44,400円
エ	加入者全員の所得の合計額が210万円以下の世帯	57,600円	44,400円
オ	世帯主と国保加入者全員が住民税非課税の世帯	35,400円	24,600円

70歳以上

区分		外来(個人単位)の 限度額	外来+入院(世帯単位)の 限度額	4回目以降
現役並み 所得者	課税所得690万円以上	252,600円+(医療費の総額-842,000円)×1%		140,100円
	課税所得380万円以上690万円未満	167,400円+(医療費の総額-558,000円)×1%		93,000円
	課税所得145万円以上380万円未満	80,100円+(医療費の総額-267,000円)×1%		44,400円
一般	現役並み所得者、低所得2および低所得1以外の方	18,000円 (年間上限144,000円)	57,600円	44,400円
低所得2	同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税の世帯に属する方(低所得1以外の方)	8,000円	24,600円	-
低所得1	同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万6,700円として計算)を差し引いたときに0円となる方	8,000円	15,000円	-